

(案)

加須市地域防災計画

第2編 震災対策編

令和 年 月

加須市

目次

章	計画	節	対 策	頁
第 1 章				
 震災総則				
		第 1 節	構成と内容	1
		第 2 節	震災被害想定	2
第 2 章				
 震災予防計画				
		第 1 節	防災コミュニティづくり	6
		第 2 節	震災に強いまちづくり	12
		第 3 節	災害への適切な対応	17
第 3 章				
 震災対応体制計画				
		第 1 節	職員配備体制	24
		第 2 節	災害警戒本部体制	29
		第 3 節	総合支所災害警戒本部体制	31
		第 4 節	災害対策本部体制	33
		第 5 節	総合支所災害対策本部体制	56
		第 6 節	防災関係機関の業務	60
第 4 章				
 震災初動対応計画（発災～3日以内）				
		第 1 節	職員配備体制	71
		第 2 節	職員動員体制・初動活動	76
		第 3 節	災害警戒本部・活動体制	80
		第 4 節	総合支所災害警戒本部・活動体制	83
		第 5 節	災害対策本部・活動体制	86
		第 6 節	総合支所災害対策本部・活動体制	94
		第 7 節	災害地区支援班・活動体制	96
		第 8 節	大規模地震（震度 5 強以上）に対応する行動計画【震災 タイムライン】	98
		第 9 節	災害情報収集・伝達	102
		第 1 0 節	災害対策情報収集室・活動体制	109
		第 1 1 節	災害広報	112
		第 1 2 節	災害救助法の適用	115
		第 1 3 節	避難対策	120
		第 1 4 節	震災時避難場所の運営・再編	128
		第 1 5 節	災害時要援護者の安全確保	136
		第 1 6 節	帰宅困難者対策	141
		第 1 7 節	ペット対策	142

第18節	コールセンターの設置・運営	144
第19節	災害時に発生する廃棄物対策	145
第20節	交通対策	153
第21節	公共施設等の応急対策	155
第22節	応援要請・要員確保	157
第23節	消防活動・応援受入れ	161
第24節	自衛隊派遣要請	167
第25節	救急救助・医療救護活動	171
第26節	災害警備対策	176
第27節	自治協力団体（自主防災組織）との連携	179
第28節	民生委員・児童委員との連携	181
第29節	災害ボランティアセンターの設置	183
第30節	防疫対策	185
第31節	飲料水の供給	187
第32節	食料・生活必需品等の受入れ・供給	191
第33節	被災建築物・宅地の危険度判定	196
第34節	電気・ガス・通信設備の災害応急対策	198
第35節	緊急輸送道路の確保	200
第36節	輸送車両の確保	204
第37節	避難者に関する安否情報の提供	208
第38節	文教対策	213
第39節	子育て保育対策	217
第40節	行方不明者及び遺体の捜索	220
第41節	遺体の収容	221

第5章

震災応急・復旧対策計画（発災後4日～1か月）

第1節	民生安定のための緊急措置【市民への支援】	223
第2節	遺体の収容及び埋・火葬	236
第3節	応急仮設住宅の設置・住宅応急修理の実施	240
第4節	迅速な災害復旧【公共施設、インフラ復旧】	244
第5節	計画的な災害復興	253

第6章

市民の行動計画

第1節	災害情報の収集	255
第2節	適切な避難行動	258
第3節	避難場所運営への協力	260
第4節	防災訓練への参加	262

第7章

南海トラフ地震に関する対応措置計画

第1節	対応措置の概要	263
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	264

第8章

火山噴火降灰対策計画

第1節	火山噴火降灰対策の概況	266
第2節	予防・事前対策	268
第3節	応急対策	271

資料・様式

274

第1節 構成と内容

この『震災対策編』は、地震災害に対する基本的な対応策について、次の構成で定めたものである。

第1 震災予防計画（第2章）

地震による被害を最小限に止め、迅速に対応するため、平常時から実施すべき諸施策や施設の整備等について計画するとともに、「防災コミュニティづくり」、「震災に強いまちづくり」、「災害への適切な対応」について計画する。

第2 震災対応体制計画（第3章）

震災が発生した場合における本部及び職員、防災関係機関等の体制について計画する。

第3 震災初動対応計画（第4章）

地震が発生した場合における初動対応又は応急救助など、災害の拡大防止について計画する。

また、大規模な地震が発生した場合には、自衛隊や関係機関と連携し、市民の安全を図り、被災者の救助に努める。

第4 震災応急・復旧対策計画（第5章）

地震により被害を受けた各施設の復旧に併せて、地震による災害の再発を防止するため、必要な施設の整備や改良を行うなど、将来の震災に備える対策について計画する。

第5 市民の行動計画（第6章）

震災時における市民の行動を示す。

第6 南海トラフ地震に関する対応措置計画（第7章）

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになり、県北東部でも相応の被害が発生することが予想され、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

この南海トラフ地震に関する対応措置について計画する。

第7 火山噴火降灰対策計画（第8章）

本市における火山の噴火による災害に対する備えは、主として噴火降灰の発生に対する備えと考えられ、火山噴火降灰による災害の予防・応急対策・復旧について計画する。

第2節 震災被害想定

第1 平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査における想定地震

埼玉県では、東日本大震災において想定を超える地震・津波が発生し、広域かつ甚大な被害が生じたことを踏まえ、最新の科学的知見や基礎的データを反映した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」を実施した。

この調査は、埼玉県に甚大な影響を及ぼす可能性のある次の5つの地震を想定し、震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数などの被害量を予測したものです。

想定地震	M	地震のタイプ	選定理由	発生確率
茨城県南部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高いもの	70%
東京湾北部地震	7.3		切迫性が低いもの	
元禄型関東地震	8.2	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なもの	0.008%
関東平野北西縁断層帯地震	8.1		2%	
立川断層帯による地震	7.4			

※ 発生確率とは、今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率

■想定地震の断層位置図



(平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査より)

第2 「平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査」に基づく加須市の被害想定

本市において甚大な被害が懸念される地震は、以下の3つの地震であり、発生確率が高く切迫している地震としては、茨城県南部地震である。

本計画における想定被害は、茨城県南部地震による地震の被害、避難者数及び帰宅困難者数を念頭に置き、必要な対策を計画する。

■本市の被害想定

想定地震		茨城県南部地震	関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点)			東京湾北部地震		
			(北)	(中央)	(南)			
地震の規模 (マグニチュード)		M7.3	M8.1			M7.3		
最大震度階級		(6弱)	(6強)	(6強)	(6強)	(5強)		
全壊数(棟)		383	571	458	493	23		
半壊数(棟)		955	3,291	2,745	2,825	49		
焼失数(棟)	冬 18時	19	63	60	64	9		
	夏 12時	6	26	26	29	4		
人的被害(人)	夏 12時	死者数	0	12	9	10	0	
			冬 5時	0	30	21	23	0
			冬 18時	0	20	14	15	0
	夏 12時	負傷者数 (内、重傷者)	37	318	262	271	2	
			0	27	20	21	0	
	冬 5時	負傷者数 (内、重傷者)	52	509	411	423	2	
			0	38	27	29	0	
	冬 18時	負傷者数 (内、重傷者)	38	341	279	288	2	
1			27	20	21	0		
1日後避難者数(人)	冬 18時	避難者数	977	1,971	1,625	1,717	72	
		(内、避難場所避難者)	586	1,183	975	1,030	43	
		(内、避難場所以外避難者)	391	789	650	687	29	
1週間後避難者数(人)	冬 18時	避難者数	1,444	4,620	3,544	5,082	73	
		(内、避難場所避難者)	722	2,310	1,772	2,541	36	
		(内、避難場所以外避難者)	722	2,310	1,772	2,541	36	
1か月後避難者数(人)	冬 18時	避難者数	1,074	8,082	5,829	8,688	72	
		(内、避難場所避難者)	322	2,419	1,749	2,606	22	
		(内、避難場所以外避難者)	752	5,644	4,081	6,082	50	
帰宅困難者(人)	平日 12時	14,419	15,316	15,316	14,944	13,460		
	平日 18時	9,881	10,493	10,493	10,238	9,127		
	休日 12時	13,142	14,103	14,103	13,762	12,401		
	休日 18時	8,474	9,133	9,133	8,914	7,944		
1日後停電人口(人)	夏 12時	4,253	6,362	5,112	5,509	261		
電話不通回線数	夏 12時	18	52	45	47	3		
断水人口(人)	直後	10,208	69,800	52,311	83,414	2		
	1日後	7,049	37,633	27,280	48,076	14		
下水道機能支障人口(人)		14,777	18,370	18,001	18,095	10,229		
都市ガス供給停止(件)		1,677	152	14	141	0		

※焼失数、人的被害及び避難者数は、県が想定した風速(3m/s・8m/s)から、被害の大きい風速8m/sとした。

※避難者数の算出上、(内、避難場所避難者数)と(内、避難場所以外避難者数)の計が一致しない場合がある。

第3 「平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査」に基づく地質条件による災害素因

本市は、埼玉県北東部を中心とする巨大な盆地状の構造(関東構造盆地)の中心部に位置し、本市の大部分は加須低地であり、一部は中川低地となっている。加須低地は、数百万年前から河川沈降が続き、地下に開析谷を伴う埋没ローム台地の存在が特徴的である。表層は、河川のはん濫による土砂が堆積した自然堤防や河畔砂丘等の微高地、それに伴う後背湿地からなる平坦な地形となっている。

関東平野中心部の基盤岩は、深度 3km 以上と著しく深く、関東造盆地運動により長周期地震動の影響を受け易いほか、埋没台地の谷や旧河道、後背湿地では沖積層が厚く発達していることから、地震動の増幅により揺れ易い条件にある。また、低地部は河成堆積物の砂質土層が厚く堆積し、地下水位も高いため、主に埋立地や高さの低い自然堤防で地盤の液状化が懸念される。

1 主な既往地震

県内では、過去も地震による大きな被害を受けている。その中でも大きな被害をもたらした地震としては、1855年(安政2年)の安政江戸地震(M6.9)、1923年(大正12年)の関東地震(関東大震災)(M7.9)、1931年(昭和6年)の西埼玉地震(M6.9)があげられる。

市内では、近年の地震で被害規模が大きいものとしては、以下があげられる。

既往地震	被害状況
関東大震災 (南関東地震) 大正12年 (1923)9月1日 11時58分	M7.9。震源は伊豆大島東方。フィリピン海プレートが北米プレートの下に沈み込む際の海溝型地震。 埼玉県の被害：死者 316 人、行方不明者 95 人、負傷者 497 人、家屋全壊 9268 戸、半壊 7577 戸 旧加須市の被害：死傷者 31 人、全壊 129 戸、半壊 58 戸 地盤の液状化：騎西地域(上戸塚、中嶋、上川棚)
東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震) 平成23年 (2011)3月11日 14時46分	M9.0。震源域は東北地方の三陸沖から関東地方にかけての太平洋沖の幅約 200km、長さ約 500km。太平洋プレートが北米プレートの下に沈み込む際の海溝型地震。 加須市の震度：5強(加須 5.2 騎西 5.2 北川辺 5.1 大利根 5.4) 加須市の被害： ■人的被害 軽症 3 人 ■火災発生 2 件 ■家屋の損壊 3,463 棟 ■道路の損壊 62 箇所 ■水路の損壊 30 箇所 ■農業施設(パイプライン等)の損壊 54 箇所 ■液状化現象 道路 49 箇所 水路 27 箇所 農地 34.9ha

第4 震災による想定事態

大規模震災に際しては、主に以下のような事態を想定する必要がある。

事態	想定状況
通信	固定電話は、停電時には、ほとんどの家庭、事業所の電話機は使用不能となる可能性がある。 携帯電話は、基地局の停電により機能が停止し、周辺地域で携帯電話サービスが利用できない箇所が出現するおそれがある。また、通話が集中し混雑することによる利用制限となるおそれがある。
電力	送電線や電柱等が破損するなどの被害が生じると、停電するおそれがある。
都市ガス	ガス供給設備等（整圧器や埋設されたガス管等）に破損等の被害が生じると、ガス供給に支障が生じるおそれがある。
水道・下水道	水道管の破損や水道施設の被害が生じると、水道の供給や、汚水処理に支障がでる。
交通	道路は、停電による信号機の不作動、電柱の破損や倒木等による道路の不通などの被害が生じると、渋滞発生のおそれがある。 鉄道は、脱線や線路等の破損等の被害が生じると、遅延や運休のおそれがある。 渋滞の発生により、危険な区域からの早期避難ができないおそれがある。
災害廃棄物	倒壊した家具や家電製品、日用品等が、大量の災害廃棄物として排出される。
危険物等の流出等	貯蔵施設や配管、LPガスボンベなど破損により危険物質の流出により、火災の発生や土壌汚染等のおそれがある。
情報伝達	停電による電源喪失により防災行政無線等の情報伝達手段が断たれ、避難情報発令や避難場所等の情報伝達が困難となるおそれがある。
災害時要援護者施設	施設の被害が生じ、入所者・利用者が施設の利用に支障が生じ、また避難場所等への避難に困難をきたすおそれがある。
帰宅困難者	鉄道・バス等の運休により、多くの帰宅困難者が発生するおそれがある。
支援体制	職員又は自治協力団体等の支援者が被災し、被災者等へ必要な支援ができないおそれがある。
公共施設	庁舎や避難場所として使用される公共施設が被災し、被災者支援に支障がでる恐れがある。